

社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会役員等の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条及び第25条に基づき、理事及び監事並びに評議員(以下「役員等」という。)に対する報酬等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その地位のみに基づいての報酬は支給しないものとする。ただし、本会会長には事務決裁及び事業調整にかかる業務に対して会長報酬を支給する。

2 会長報酬の額は、月額50,000円とする。

3 会長報酬は、勤務実態確認表による確認をした上で、翌月21日に支給する。ただし、21日が金融機関休業日にあたる場合は、その前日以前の金融機関営業日に支給する。

(旅費)

第3条 役員等が職務のために本会会長の命により町外へ旅行した場合は、本会役員等旅費規程に基づき交通費を支給する。

(公表)

第4条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成17年12月15日施行の社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程は、この規程の施行により廃止する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。